

令和 7 年岩見沢市議会第 4 回定例会

新　　日　　対　　照　　表

議案第 61 号～議案第 109 号



議案第61号 岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例新旧対照表

No. 1

現	行	改	正	後
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第5条の4 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（本市の市議会議員の選挙における候補者については4,000枚、本市の市長の選挙における候補者については16,000枚の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（ポスター掲示場の</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第5条の4 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（本市の市議会議員の選挙における候補者については4,000枚、本市の市長の選挙における候補者については16,000枚の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（ポスター掲示場の</p>			

## 議案第61号 岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例新旧対照表

No. 2

現	行	改	正	後
<p>数に1. 2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>		<p>数に1. 2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>		

議案第62号 岩見沢市自治体ネットワークセンター条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表(第7条、第19条関係)				別表(第7条、第19条関係)			
区分 種別	一般使用		営利又は営業目的の使用	区分 種別	一般使用		営利又は営業目的の使用
	1時間につき	1日につき			1時間につき		1時間につき
交流センター	2,540円	30,660円	一般使用の金額の10割増しとする。	研修・AV会議室		2,380円	一般使用の金額の10割増しとする。
研修・AV会議室	1,330円	16,080円		小会議室1		920円	
小会議室1	510円	6,280円		中会議室		2,000円	
中会議室	1,120円	13,310円		マルチメディア		6,960円	
マルチメディア	3,940円	47,390円		ホール			
ホール				控室1		1,360円	
控室1	770円	9,290円		控室2		560円	
控室2	300円	3,760円		通訳ブース		360円	
通訳ブース	90円	1,130円		小会議室2		920円	
小会議室2	510円	6,280円					

備考

- 1 1日とは、午前9時から午後9時までとする。
- 2 1時間未満は、1時間として計算する。なお、準備時間及び整理時間は、使用時間に含める。
- 3 許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合(市長が運営に支障がないと認め、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可した場合に限る。)の使用料は、各区分の使用料とする。

備考

- 1 1時間未満は、1時間として計算する。なお、準備時間及び整理時間は、使用時間に含める。
- 2 許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合(市長が運営に支障がないと認め、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可した場合に限る。)の使用料は、各区分の使用料とする。

## 議案第62号 岩見沢市自治体ネットワークセンター条例新旧対照表

No. 2

現 行	改 正 後
<p><u>4</u> 11月1日から翌年4月30日までの間は、別表及び前3項により算出して得た額(以下「基本料金」という。)に冬期加算料(当該基本料金の5割の額)を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外においても暖房を使用する場合は、本項の規定を適用する。</p>	<p><u>3</u> 11月1日から翌年4月30日までの間は、別表及び前2項により算出して得た額(以下「基本料金」という。)に冬期加算料(当該基本料金の5割の額)を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外においても暖房を使用する場合は、本項の規定を適用する。</p>

議案第63号 特定地方交通線転換促進関連施設条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
名称	位置
朝日交通会館	岩見沢市朝日町45番地19
美流渡交通センター	岩見沢市栗沢町美流渡本町50番地2
略	略

## 議案第64号 いわみざわ公園野外音楽堂条例新旧対照表

No. 1

現 行		改 正 後	
別表（第7条、第19条関係）		別表（第7条、第19条関係）	
区分	使用料の範囲	区分	使用料の範囲
会場	1時間につき <u>31,900円</u>	会場	1時間につき <u>46,540円</u>
楽屋	1時間につき <u>2,200円</u>	楽屋	1時間につき <u>4,400円</u>
備考 略		備考 略	

議案第65号 岩見沢市北村環境改善センター条例新旧対照表

No. 1

議案第65号 岩見沢市北村環境改善センター条例新旧対照表

No.2

現 行				改 正 後			
<u>2</u> 物品の販売、あっせん等営利目的で使用する場合は、別表の使用料に、市内業者にあっては3割、市外業者にあっては5割を加算する。				<u>1</u> 物品の販売、あっせん等営利目的で使用する場合は、別表の使用料に、市内業者にあっては3割、市外業者にあっては5割を加算する。			
<u>3</u> 不特定のものを対象として、入場料、会費その他名称のいかんにかかわらずこれらに類するもの（以下「入場料金」という。）を徴収する場合は、別表の使用料に、次の割合を乗じた額を加算する。				<u>2</u> 不特定のものを対象として、入場料、会費その他名称のいかんにかかわらず、これらに類するもの（以下「入場料金」という。）を徴収する場合は、別表の使用料に、次の割合を乗じた額を加算する。			
入場料金	1, 000円以下	1, 001円以上 3, 000円以下	3, 001円以上	入場料金	1, 000円以下	1, 001円以上 3, 000円以下	3, 001円以上
加算率	3割	5割	7割	加算率	3割	5割	7割

議案第65号 岩見沢市北村環境改善センター条例新旧対照表

No. 3

現 行		改 正 後		
※ 第2条関係（岩見沢市北村環境改善センター条例）		※ 第2条関係（岩見沢市北村環境改善センター条例）		
別表（第6条、第18条関係）		別表（第6条、第18条関係）		
使用料		使用料		
(単位：円)				
区分 種別	夏期使用料 5月1日～10月31日 (1時間当たり)		冬期使用料 11月1日～4月30日 (1時間当たり)	
	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
多目的ホール	1, 560	2, 080	2, 080	
略			2, 710	
備考 略				
(単位：円)		(単位：円)		
区分 種別	夏期使用料 5月1日～10月31日 (1時間当たり)		冬期使用料 11月1日～4月30日 (1時間当たり)	
	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
多目的ホール	2, 340	3, 120	3, 120	
略			4, 060	
備考 略				

議案第66号 岩見沢スポーツセンター条例新旧対照表

No. 1

現 行							改 正 後										
別表（第6条、第18条関係）							別表（第6条、第18条関係）										
区分			時間別使用料						区分			時間別使用料					
午前A		午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B	午前A		午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B				
アリーナ	専用使用で入場料等を徴収しない場合	円 1,970	円 1,970	円 1,970	円 3,130	円 3,130	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 5,630 市民以外 7,040	円 市民 5,630 市民以外 7,040					
		円 8,570	円 8,570	円 8,570	円 8,570	円 11,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 5,630 市民以外 7,040	円 市民 5,630 市民以外 7,040						
		円 11:00	円 13:00	円 15:00	円 17:00	円 19:00	円 11:00	円 13:00	円 15:00	円 17:00	円 19:00	円 21:00					



議案第66号 岩見沢スポーツセンター条例新旧対照表

No.3

現 行			改 正 後		
	的とする場合		的とする場合		
個人使用の場合	小学生・中学生	2時間当たり <u>50円</u>	個人使用の場合は	小学生	2時間当たり <u>市民 90円</u> <u>市民以外 110円</u>
	高校生	2時間当たり <u>100円</u>	高校生	2時間当たり <u>市民 180円</u> <u>市民以外 220円</u>	
	大学生・一般	2時間当たり <u>150円</u>	大学生・一般	2時間当たり <u>市民 270円</u> <u>市民以外 330円</u>	

備考

1 専用使用で入場料等を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合に限り、アリーナの半面、4分の1面又は8分の1面を使用できるものとし、この場合の使用料は、半面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは990円、夜間A及び夜間Bは1,570円とし、4分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは500円、夜間A及び夜間Bは790円とし、8分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは250円、夜間A及び夜間Bは400円とする。

備考

1 専用使用で入場料等を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合に限り、アリーナの半面、4分の1面又は8分の1面を使用できるものとし、この場合の使用料は、半面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは市民 1,780円、市民以外 2,220円、夜間A及び夜間Bは市民 2,820円、市民以外 3,530円とし、4分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは市民 900円、市民以外 1,120円、夜間A及び夜間Bは市民 1,420円、市民以外 1,770円とし、8分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは市民

議案第66号 岩見沢スポーツセンター条例新旧対照表

No.4

現 行	改 正 後
2～7 略	<p>450円、市民以外560円、夜間A及び夜間Bは市民720円、市民以外900円とする。</p> <p>2～7 略</p>

議案第67号 岩見沢市総合体育馆条例新旧対照表

No. 1

現 行							改 正 後										
別表（第6条、第18条関係）							別表（第6条、第18条関係）										
区分			時間別使用料						区分			時間別使用料					
			午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B				午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B
ア リ 一 ナ	専 用 使 用 で 入 場 料 等 を 徵 收 し な い	アマ チュ アス ボ一 ツに 使 用 す る 場 合	円 2,460	円 2,460	円 2,460	円 2,460	円 3,850	円 3,850	ア リ 一 ナ	専 用 使 用 で 入 場 料 等 を 徵 收 し な い	アマ チュ アス ボ一 ツに 使 用 す る 場 合	円 市民 4,420 市民以外 5,530	円 市民 4,420 市民以外 5,530	円 市民 4,420 市民以外 5,530	円 市民 4,420 市民以外 5,530	円 市民 6,930 市民以外 8,660	円 市民 6,930 市民以外 8,660
			円 10,710	円 10,710	円 10,710	円 10,710	円 14,300	円 14,300				円 市民 4,420 市民以外 5,530	円 市民 4,420 市民以外 5,530	円 市民 4,420 市民以外 5,530	円 市民 4,420 市民以外 5,530	円 市民 6,930 市民以外 8,660	円 市民 6,930 市民以外 8,660

議案第67号 岩見沢市総合体育館条例新旧対照表

No. 2

議案第67号 岩見沢市総合体育館条例新旧対照表

No. 3

議案第67号 岩見沢市総合体育館条例新旧対照表

No.4

現 行	改 正 後
<p>ものとし、この場合の使用料は、半面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは<u>1, 230円</u>、夜間A及び夜間Bは<u>1, 930円</u>とし、4分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは<u>620円</u>、夜間A及び夜間Bは<u>970円</u>とし、8分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは<u>310円</u>、夜間A及び夜間Bは<u>490円</u>とする。</p>	<p>ものとし、この場合の使用料は、半面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは<u>市民2, 210円</u>、<u>市民以外2, 760円</u>、夜間A及び夜間Bは<u>市民3, 470円</u>、<u>市民以外4, 340円</u>とし、4分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは<u>市民1, 110円</u>、<u>市民以外1, 390円</u>、夜間A及び夜間Bは<u>市民1, 740円</u>、<u>市民以外2, 180円</u>とし、8分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは<u>市民550円</u>、<u>市民以外690円</u>、夜間A及び夜間Bは<u>市民880円</u>、<u>市民以外1, 100円</u>とする。</p>
2及び3 略	2及び3 略
4 冬期加算料は、11月1日から翌年4月30日までとし、この場合の加算料は、使用料の総額の8割とする。ただし、 <u>時間外</u> においても暖房を使用する場合は、加算料を徴収する。(個人使用の場合は除く。)	4 冬期加算料は、11月1日から翌年4月30日までとし、この場合の加算料は、使用料の総額の8割とする。ただし、 <u>期間外</u> においても暖房を使用する場合は、加算料を徴収する。(個人使用の場合は除く。)
5～7 略	5～7 略

議案第68号 岩見沢市野球場条例新旧対照表

No.1

現 行					改 正 後				
別表(第6条、第18条関係)					別表(第6条、第18条関係)				
使用料					使用料				
区分	1日	半日	早朝・夜間1時間当たり		区分	1日	半日	早朝・夜間1時間当たり	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収する場合	小学生・中学生	最高入場料金の100人分	最高入場料金の50人分	最高入場料金の13人分	アマチュアスポーツに使用する場合	最高入場料金の100人分	最高入場料金の50人分	最高入場料金の13人分
	高校生	最高入場料金の150人分	最高入場料金の75人分	最高入場料金の19人分	最高入場料金の150人分	最高入場料金の75人分	最高入場料金の19人分		
	大学生・一般	最高入場料金の200人分	最高入場料金の100人分	最高入場料金の25人分	最高入場料金の200人分	最高入場料金の100人分	最高入場料金の25人分		
	入場料を徴収しない場合	小学生・中学生	10,470円	5,240円	1,310円	入場料を徴収しない場合	市民16,860円 市民以外21,080円	市民8,440円 市民以外10,550円	市民2,120円 市民以外2,650円
	高校生	15,700円	7,850円	1,970円	市民25,290円 市民以外31,610円	市民12,650円 市民以外15,810円	市民3,180円 市民以外3,980円		
	大学生・一般	20,950円	10,480円	2,620円	市民33,750円 市民以外42,180円	市民16,880円 市民以外21,100円	市民4,230円 市民以外5,280円		
営利を目的と	入場料を徴収する場合	最高入場料金の250	最高入場料金の125	最高入場料金の32人	入場料を徴収する場合	最高入場料金の250	最高入場料金の125	最高入場料金の32人	

議案第68号 岩見沢市野球場条例新旧対照表

No.2

現 行					改 正 後				
して使 用する 場合		人分	人分	分	して使 用する 場合		人分	人分	分
入場料を徴収しない場合	41,900円	20,950円	5,240円		入場料を徴収しない場合		75,000円	37,500円	9,380円
附帯施設	放送施設一式 (スコアボードを含む。)	5,230円	2,620円	660円	放送施設一式 (スコアボードを含む。)		9,360円	4,700円	1,180円
	会議室	2,080円	1,040円	260円	会議室		2,080円	1,040円	260円
	更衣室	1室 2,080円	1,040円	260円	更衣室		1室 2,080円	1,040円	260円
	夜間照明	30分間当たり	1,560円		夜間照明		30分間当たり	2,800円	
備考					備考				
1及び2 略					1及び2 略				
3 野球場内での立ち売りは、1日 <u>2,730円</u> とし、半日を <u>1,630円</u> とする。					3 野球場内での立ち売りは、1日 <u>3,540円</u> とし、半日を <u>2,120円</u> とする。				
4 売店等の出店は、10平方メートルにつき、1日 <u>480円</u> とする。ただし、1日に満たないときは1日とする。					4 売店等の出店は、10平方メートルにつき、1日 <u>620円</u> とする。ただし、1日に満たないときは1日とする。				
5 入場料を徴収する場合の使用料が、入場料を徴収しない場合の使用料よりも低額となるときは、入場料を徴収しない場合の使用料を適用する。					5 入場料を徴収する場合の使用料が、入場料を徴収しない場合の使用料(市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。 この項において同じ。)よりも低額となるときは、入場料を徴収しない場合の使用料を適用する。				

## 議案第69号 岩見沢市北村多目的体育館条例新旧対照表

No. 1

現 行									改 正 後											
※ 第1条関係（岩見沢市北村多目的体育館条例）									※ 第1条関係（岩見沢市北村多目的体育館条例）											
別表（第6条、第18条関係）									別表（第6条、第18条関係）											
(単位：円)																				
区分 使用者	5月1日～10月31日 (1回につき)						11月1日～4月30日 (1回につき)						5月1日～10月31日 (1回につき)							
	アリーナ			ト レ ー ニ ン グ 室	アリーナ			ト レ ー ニ ン グ 室	アリーナ			ト レ ー ニ ン グ 室	アリーナ			ト レ ー ニ ン グ 室	アリーナ			
	全面 使用	半面 使用	4分の 1面使 用		全面 使用	半面 使用	4分の 1面使 用		全面 使用	半面 使用	4分の 1面使 用		全面 使用	半面 使用	4分の 1面使 用		全面 使用	半面 使用	4分の 1面使 用	
一般 専 用 使 用	8,370	4,180	2,080		10,880	5,430	2,710							市民 8,360	市民 4,180	市民 2,090		市民 10,860	市民 5,420	市民 2,700
														市民以外 市民以外	市民以外 市民以外	市民以外 市民以外		市民以外 市民以外	市民以外 市民以外	市民以外 市民以外
個 人 使 用		410	200	100	510 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	620	300	150						市民 400	市民 200	市民 800		市民 620	市民 300	市民 670
														市民以外 920	市民以外 450	市民以外 1,020		市民以外 1,390	市民以外 670	市民以外 (パーク ゴルフを

議案第69号 岩見沢市北村多目的体育館条例新旧対照表

No.2

現 行									改 正 後										
児童生徒	専用使用	4,180	2,080	1,030		5,430	2,710	1,350		児童生徒	専用 市民 市民以外	4,180 2,090 1,020	市民 市民以外 市民以外	5,420 2,700 1,340	市民 市民以外 市民以外	児童生徒	専用 市民 市民以外	4,180 2,090 1,020	市民 市民以外 市民以外
	個人使用		200	100	100	250 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	300	150	150		個人使用	市民 市民以外	200 市民以外 450	市民 市民以外 220	200 市民 市民以外	個人使用	市民 市民以外	200 市民 市民以外	市民 市民以外 300

備考

- 1 市民の場合は、上記により算出した使用料の2分の1の額（10円未満の端数は切捨て）とする。
- 2 1回とは、3時間以内の使用であり、3時間以内の使用であっても1回とする。
- 3 1回の時間区分は、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後6時まで及び午後6時から午後9時までとする。

備考

- 1 1回とは、3時間以内の使用であり、3時間以内の使用であっても1回とする。
- 2 1回の時間区分は、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後6時まで及び午後6時から午後9時までとする。

議案第69号 岩見沢市北村多目的体育館条例新旧対照表

No.3

現	行	改	正	後
4 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。		3 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。		
5 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含むものとする。		4 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含むものとする。		
6 営利 <u>目的</u> で使用し入場料に類するものを徴収しない場合の使用料は上記使用料の3倍の額、入場料に類するものを徴収する場合の使用料は上記使用料の6倍の額とする。		5 営利 <u>を目的として</u> 使用する場合の使用料は、上記使用料（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）に、入場料に類するものを徴収しない場合は3を乗じて得た額、入場料に類するものを徴収する場合は6を乗じて得た額とする。		
7 回数券の種類は、 <u>2, 500円券</u> 及び <u>5, 100円券</u> とする。		6 回数券の種類は、児童生徒が市民 <u>4, 500円券</u> 、市民以外 <u>5, 620円券</u> とし、一般が市民 <u>9, 180円券</u> 、市民以外 <u>11, 470円券</u> とする。		
8 回数券は、 <u>11枚づり</u> とする。		7 回数券は、 <u>11枚づり</u> とし、パークゴルフに使用する場合に限り、 <u>使用できるもの</u> とする。		
9 回数券は、パークゴルフに使用する場合に限り、 <u>使用できるもの</u> とする。				

議案第69号 岩見沢市北村多目的体育館条例新旧対照表

No.4

現 行									改 正 後																			
※ 第2条関係（岩見沢市北村多目的体育館条例）									※ 第2条関係（岩見沢市北村多目的体育館条例）																			
別表（第6条、第18条関係）									別表（第6条、第18条関係）																			
(単位：円)																												
区分 使用者	5月1日～10月31日 (1回につき)						11月1日～4月30日 (1回につき)						区分 使用者	5月1日～10月31日 (1回につき)														
	アリーナ			ト レ 一 ニ ン グ 室	アリーナ			ト レ 一 ニ ン グ 室	アリーナ				11月1日～4月30日 (1回につき)															
一般	専用	市民 8,360	市民 4,180	市民 2,090	市民 10,860	市民 5,420	市民 2,700	市民 12,540	市民 6,270	市民 3,120	市民 16,290	市民 8,130	市民 4,050	一般	専用	市民 18,830	市民 9,400	市民 4,680	市民 24,480	市民 12,210	市民 6,090	市民 24,480	市民 12,210	市民 6,090				
一般	専用	市民 市民以外 18,830	市民 市民以外 9,400	市民 市民以外 4,680	市民 市民以外 24,480	市民 市民以外 12,210	市民 市民以外 6,090	市民 市民以外 200	市民 市民以外 800	市民 市民以外 300	市民 市民以外 200	市民 市民以外 800	市民 市民以外 300	個人	専用	市民 市民以外 920	市民 市民以外 450	市民 市民以外 (パーク ゴルフを 200	市民 市民以外 1,020	市民 市民以外 1,390	市民 市民以外 670	市民 市民以外 600	市民 市民以外 300	市民 市民以外 200	市民 市民以外 800	市民 市民以外 930	市民 市民以外 450	市民 市民以外 300

議案第69号 岩見沢市北村多目的体育館条例新旧対照表

No.5

現 行									改 正 後								
					する場合 に限る。)										する場合 に限る。)		
児童生徒	専用使用	市民 <u>4,180</u> 市民以外 9,400	市民 <u>2,090</u> 市民以外 4,680	市民 <u>1,020</u> 市民以外 2,310	市民 <u>5,420</u> 市民以外 12,210	市民 <u>2,700</u> 市民以外 6,090	市民 <u>1,340</u> 市民以外 3,030		児童生徒	専用使用	市民 <u>6,270</u> 市民以外 9,400	市民 <u>3,120</u> 市民以外 4,680	市民 <u>1,530</u> 市民以外 2,310		市民 <u>8,130</u> 市民以外 12,210	市民 <u>4,050</u> 市民以外 6,090	市民 <u>2,010</u> 市民以外 3,030
	個人使用	市民 <u>200</u> 市民以外 450	市民 <u>100</u> 市民以外 220	200	市民 380 市民以外 500 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	市民 <u>300</u> 市民以外 670	市民 <u>140</u> 市民以外 330	300		個人使用	市民 <u>300</u> 市民以外 450	市民 <u>150</u> 市民以外 220	200	市民 380 市民以外 500 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	市民 <u>450</u> 市民以外 670	市民 <u>210</u> 市民以外 330	300

備考 略

備考 略

## 議案第69号 岩見沢市北村多目的体育館条例新旧対照表

No. 6

現 行									改 正 後										
※ 第3条関係（岩見沢市北村多目的体育館条例）									※ 第3条関係（岩見沢市北村多目的体育館条例）										
別表（第6条、第18条関係）									別表（第6条、第18条関係）										
(単位：円)																			
区分 使用者	5月1日～10月31日 (1回につき)						11月1日～4月30日 (1回につき)												
	アリーナ			ト レ 一 ニ ン グ 室	アリーナ			ト レ 一 ニ ン グ 室	アリーナ			ト レ 一 ニ ン グ 室	アリーナ			ト レ 一 ニ ン グ 室	アリーナ		
	全面 使用	半面 使用	4 分 の 1 面 使 用		全面 使用	半面 使用	4 分 の 1 面 使 用		全面 使用	半面 使用	4 分 の 1 面 使 用		全面 使用	半面 使用	4 分 の 1 面 使 用		全面 使用	半面 使用	4 分 の 1 面 使 用
一般 専 用 使 用	市民 <u>12,540</u>	市民 <u>6,270</u>	市民 <u>3,120</u>		市民 <u>16,290</u>	市民 <u>8,130</u>	市民 <u>4,050</u>		市民 <u>15,060</u>	市民 <u>7,520</u>	市民 <u>3,740</u>		市民 <u>19,580</u>	市民 <u>9,770</u>	市民 <u>4,870</u>		市民 <u>24,480</u>	市民 <u>12,210</u>	市民 <u>6,090</u>
一般 専 用 使 用	市民以外 18,830	市民以外 9,400	市民以外 4,680		市民以外 24,480	市民以外 12,210	市民以外 6,090		市民以外 18,830	市民以外 9,400	市民以外 4,680		市民以外 24,480	市民以外 12,210	市民以外 6,090		市民 <u>600</u>	市民 <u>300</u>	市民 <u>200</u>
個人 使 用	市民 市民以外 920	市民 市民以外 450	市民 市民以外 (パーク ゴルフを ゴルフを)		市民 市民以外 800	市民 市民以外 1,020	市民 市民以外 1,390	市民 市民以外 670	市民 市民以外 920	市民 市民以外 450	市民 市民以外 450		市民 市民以外 800	市民 市民以外 1,020	市民 市民以外 1,390		市民 <u>730</u>	市民 <u>360</u>	市民 <u>200</u>

## 議案第69号 岩見沢市北村多目的体育館条例新旧対照表

No. 7

現 行									改 正 後								
					する場合 に限る。)									する場合 に限る。)			
児童生徒	専用使用	市民 <u>6,270</u> 市民以外 9,400	市民 <u>3,120</u> 市民以外 4,680	市民 <u>1,530</u> 市民以外 2,310	市民 <u>8,130</u> 市民以外 12,210	市民 <u>4,050</u> 市民以外 6,090	市民 <u>2,010</u> 市民以外 3,030		児童生徒	専用使用	市民 <u>7,520</u> 市民以外 9,400	市民 <u>3,740</u> 市民以外 4,680	市民 <u>1,850</u> 市民以外 2,310	市民 <u>9,770</u> 市民以外 12,210	市民 <u>4,870</u> 市民以外 6,090	市民 <u>2,430</u> 市民以外 3,030	
	個人使用	市民 <u>300</u> 市民以外 450	市民 <u>150</u> 市民以外 220	200	市民 380 市民以外 500 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	市民 <u>450</u> 市民以外 670	市民 <u>210</u> 市民以外 330	300		個人使用	市民 <u>360</u> 市民以外 450	市民 <u>180</u> 市民以外 220	市民 <u>200</u> 市民以外 500 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	市民 <u>380</u> 市民以外 670	市民 <u>540</u> 市民以外 670	市民 <u>270</u> 市民以外 330	300

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No. 1

現 行							改 正 後							
※ 第1条関係（岩見沢市栗沢スポーツ公園条例）							※ 第1条関係（岩見沢市栗沢スポーツ公園条例）							
別表（第6条、第18条関係）							別表（第6条、第18条関係）							
1 岩見沢市栗沢球場							1 岩見沢市栗沢球場							
区分			使用料							使用料				
1 日			半日		早朝・夜間1時間 当たり			1 日		半日		早朝・夜間1時間 当たり		
市民	市民以外	市民	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民	市民以外	市民	市民以外	
アマチュア	入場料を徴収する場合	小学生・中学生	4,180 円	8,370 円	2,080 円	4,180 円	510 円	1,030 円	8,360 円	18,830 円	4,160 円	9,400 円	1,020 円	2,310 円
アスポート	一般に使用する場合	高校生	6,280 円	12,560 円	3,130 円	6,280 円	780 円	1,540 円	12,560 円	28,260 円	6,260 円	14,130 円	1,560 円	3,460 円
アマチュア	入場料を徴収する場合	大学生・一般	8,370 円	16,750 円	4,180 円	8,370 円	1,030 円	2,080 円	16,740 円	37,680 円	8,360 円	18,830 円	2,060 円	4,680 円
アマチュア	入場料を徴収する場合	小学生・0人分	最高入場料金の5人分	最高入場料金の2人分	最高入場料金の7人分	最高入場料金の5人分	最高入場料金の2人分	最高入場料金の7人分	最高入場料金の5人分	最高入場料金の2人分	最高入場料金の7人分	最高入場料金の5人分	最高入場料金の2人分	最高入場料金の7人分

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No.2

現 行							改 正 後								
る 場 合	料 を 徴 収 す る 場 合	中 学 生							中 学 生						
		高 校 生	最高入場料金の6 0人分	最高入場料金の3 0人分	最高入場料金の8 人分		高 校 生	最高入場料金の6 0人分	最高入場料金の3 0人分	最高入場料金の8 人分		高 校 生	最高入場料金の6 0人分	最高入場料金の3 0人分	最高入場料金の8 人分
		大 学 生 ・ 一 般	最高入場料金の7 0人分	最高入場料金の3 5人分	最高入場料金の9 人分		大 学 生 ・ 一 般	最高入場料金の7 0人分	最高入場料金の3 5人分	最高入場料金の9 人分		大 学 生 ・ 一 般	最高入場料金の7 0人分	最高入場料金の3 5人分	最高入場料金の9 人分
そ の 他	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	10,470 円	20,950 円	5,230 円	10,470 円	1,350 円	2,710 円	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	20,940 円	47,130 円	10,460 円	23,550 円	2,700 円	6,090 円
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	最高入場料金の1 00人分	最高入場料金の5 0人分	最高入場料金の1 3人分		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	最高入場料金の1 00人分	最高入場料金の5 0人分	最高入場料金の1 3人分		最高入場料金の1 00人分	最高入場料金の5 0人分	最高入場料金の1 3人分	
附 帶 設	放送設備 (得点板 含む。)	410円	830円	200円	410円	50円	100円	放送設備 (得点板 含む。)	1,490円	730円			180円		

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No.3

現 行			改 正 後		
備	夜間照明 (1時間 当たり)	2,080円	備	夜間照明 (1時間 当たり)	4,680円

備考

- 1 及び2 略
- 3 入場料を徴収する場合の使用料が、入場料を徴収しない場合の使用料よりも低額となるときは、入場料を徴収しない場合の使用料を適用する。
- 4 施設内での立売りについては、1日2,730円、半日1,630円を徴収する。
- 2 岩見沢市栗沢テニスコート

区分	使用料	
	市民	市民以外
<u>1面1時間当たり</u>	<u>510円</u>	<u>1,040円</u>

備考 1時間未満の時間は、1時間とする。

備考

- 1 及び2 略
- 3 入場料を徴収する場合の使用料が、入場料を徴収しない場合の使用料(市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の料金とする。以下この項において同じ。)よりも低額となるときは、入場料を徴収しない場合の使用料を適用する。
- 4 施設内での立売りについては、1日3,540円、半日2,120円を徴収する。
- 2 岩見沢市栗沢テニスコート

区分	使用料			
	<u>1日</u>	<u>半日</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>個人使用 (2時間当たり)</u>
一般・大学生	<u>1面</u> <u>4,080円</u>	<u>1面</u> <u>2,040円</u>	<u>1面</u> <u>510円</u>	<u>シーズン券</u> <u>9,900円</u>
高校生	<u>1面</u> <u>2,040円</u>	<u>1面</u> <u>1,020</u>	<u>1面</u> <u>260円</u>	<u>シーズン券</u> <u>4,960円</u>

備考

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No.4

現 行				改 正 後	
				<p>1 <u>1時間未満の時間は、1時間とする。</u></p> <p>2 <u>使用時間の区分は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1日 午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>半日 午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで</u></p> <p>3 <u>施設内での立売りについては、1日3,540円、半日2,120円を徴収する。</u></p> <p>4 <u>シーズン券は、購入した年度の開設期間のみ有効とする。</u></p>	
3 岩見沢市栗沢パークゴルフ場				3 岩見沢市栗沢パークゴルフ場	
区分			使用料		
			市民	市民以外	
プレ一代 個人 使用	当日券	小・中学生	100円	200円	
		高校生	200円	300円	
		一般	300円	510円	
	回数券	小・中学生	1,000円	2,000円	
		高校生	2,000円	3,000円	
		一般	3,000円	5,100円	
	シーズン券	小・中学生	3,130円	4,700円	
		高校生	6,280円	9,420円	
		一般	10,470円	15,700円	
団体	団体券(当日)		10,470円	15,700円	
区分			使用料		
			市民	市民以外	
プレ一代 個人 使用	当日券	小学生・中学生・高校生	200円	400円	
		一般	400円	800円	
		回数券	2,000円	4,000円	
	シーズン券	一般	4,000円	8,000円	
		小学生・中学生・高校生	6,280円	12,520円	
		一般	13,920円	24,500円	

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No.5

現 行						改 正 後					
	使用	限り有効)									
用具代	クラブ1本		1日		150円	用具代	クラブ1本		1日		150円
	ボール1個		1日		50円		ボール1個		1日		50円

備考

1及び2 略

3 団体使用は、50人以上の場合とする。

4 故意により用具を紛失又は破損した場合は、実費を徴収する。

4 岩見沢市栗沢B&G海洋センタープール

区分			使用料
一般使用	当日券	小学生・中学生	100円
		高校生	200円
		大学生・一般	300円
	シーズン券	小学生・中学生	1,030円
		高校生	2,080円
		大学生・一般	3,130円
専用使用	1コース1時間当たり		510円

備考 略

5 岩見沢市栗沢B&G海洋センタースポーツ館

区分			使用料 (1時間当たり)	暖房料
専用使	アリーナ	全面	730円	使用料の3

改 正 後					
用具代	クラブ1本		1日		150円

備考

1及び2 略

3 故意により用具を紛失又は破損した場合は、実費を徴収する。

4 岩見沢市栗沢B&G海洋センタースポーツ館

区分			使用料
一般使用	当日券	小学生・中学生	160円
		高校生	320円
		大学生・一般	460円
	シーズン券	小学生・中学生	1,580円
		高校生	3,190円
		大学生・一般	4,800円
専用使用	1コース1時間当たり		780円

備考 略

5 岩見沢市栗沢B&G海洋センタースポーツ館

区分			使用料 (1時間当たり)	暖房料
専用使	アリーナ	全面	市民 1,460円	使用料の3

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No. 6

現 行					改 正 後				
用				割	用			市民以外2,450円	割
	半面		370円			半面		市民 740円	
	第2体育館		370円			第2体育館		市民以外1,230円	
	ミーティングルーム		70円			ミーティングルーム		市民 740円	
個 人 使 用	アリーナ 第2体育館	小学生・中学生 高校生 大学生・一般	2時間当たり 50円 100円 150円		個 人 使 用	アリーナ 第2体育館	小学生・中学生 高校生 大学生・一般	2時間当たり 100円 200円 300円	

備考

1及び2 略

3 入場料を徴収する場合及び営利を目的とする催物又はこれらに類する使用については、表に定める使用料に、その額の10割に相当する額を加えて得た額を使用料として徴収する。

4 略

備考

1及び2 略

3 入場料を徴収する場合及び営利を目的とする催物又はこれらに類する使用については、表に定める使用料（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）に、その額の10割に相当する額を加えて得た額を使用料として徴収する。

4 略

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No. 7

現 行							改 正 後										
※ 第2条関係（岩見沢市栗沢スポーツ公園条例）							※ 第2条関係（岩見沢市栗沢スポーツ公園条例）										
別表（第6条、第18条関係）							別表（第6条、第18条関係）										
1 岩見沢市栗沢球場							1 岩見沢市栗沢球場										
区分			使用料							区分							
1 日			半日		早朝・夜間1時間 当たり			1 日		半日		早朝・夜間1時間 当たり					
市民	市民以外	市民	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民	市民以外	市民	市民以外				
アマチュア	入場料を徴収する場合	小学生・中学生	8,360 円	18,830 円	4,160 円	9,400 円	1,020 円	2,310 円	アマチュア	入場料を徴収する場合	小学生・中学生	12,540 円	18,830 円	6,240 円	9,400 円	1,530 円	2,310 円
アスポート	しれない場合に使用する	高校生	12,560 円	28,260 円	6,260 円	14,130 円	1,560 円	3,460 円	アスポート	しれない場合に使用する	高校生	18,840 円	28,260 円	9,390 円	14,130 円	2,340 円	3,460 円
一ツに使	い場合	大学生・一般	16,740 円	37,680 円	8,360 円	18,830 円	2,060 円	4,680 円	一ツに使	い場合	大学生・一般	25,110 円	37,680 円	12,540 円	18,830 円	3,090 円	4,680 円
用す		略							用す		略						

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No.8

現 行							改 正 後													
る 場 合							る 場 合													
そ の 他	入場料を 徴収しな い場合	20,940 円	47,130 円	10,460 円	23,550 円	2,700 円	6,090 円	そ の 他	入場料を 徴収しな い場合	31,410 円	47,130 円	15,690 円	23,550 円	4,050 円	6,090 円					
に 使 用 す る 場 合	略							に 使 用 す る 場 合	略											
略								略												
備考 略																				
2~4 略																				
5 岩見沢市栗沢B&G海洋センタースポーツ公園																				
区分			使用料 (1時間当たり)		暖房料			区分			使用料 (1時間当たり)		暖房料							
専用使 用	アリーナ	全面	市民	1,460円	使用料の3割			専用使 用	アリーナ	全面	市民	1,960円	使用料の3割							
			市民以外	2,450円						市民以外	2,450円									

議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No.9

現 行				改 正 後			
	半面	市民 740 円 市民以外 1,230 円			半面	市民 990 円 市民以外 1,230 円	
	第2体育館	市民 740 円 市民以外 1,170 円		第2体育館	市民 990 円 市民以外 1,170 円		
	略			略			
略				略			
備考 略				備考 略			

## 議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No. 1 0

## 議案第70号 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例新旧対照表

No.1 1

現 行							改 正 後								
る 場 合							る 場 合								
そ の 他	入場料を 徴収しな い場合	31,410 円	47,130 円	15,690 円	23,550 円	4,050 円	6,090 円	そ の 他	入場料を 徴収しな い場合	37,710 円	47,130 円	18,840 円	23,550 円	4,870 円	6,090 円
に 使 用 す る 場 合	略						に 使 用 す る 場 合	略							
	略							略							
備考	略						備考	略							
2~5	略						2~5	略							

議案第71号 岩見沢市民会館条例新旧対照表

No. 1

現 行						改 正 後							
別表（第7条、第20条関係） 使用料 (単位：円)						別表（第7条、第20条関係） 使用料 (単位：円)							
種別		区分					種別		区分				
		時間	午前 9:00	午後 13:00	夜間 17:30	全日 9:00			時間	午前 9:00	午後 13:00	夜間 17:30	全日 9:00
大ホール	1階席のみ	曜日	～12:00	～16:30	～22:00	～22:00	1階席のみ	曜日	～12:00	～16:30	～22:00	～22:00	
		平日	<u>16,230</u>	<u>19,270</u>	<u>24,820</u>	<u>60,330</u>		平日	<u>市民</u>	<u>市民</u>	<u>市民</u>	<u>市民</u>	
		土曜	<u>19,480</u>	<u>23,150</u>	<u>29,750</u>	<u>72,380</u>		土曜	<u>市民</u>	<u>市民</u>	<u>市民</u>	<u>市民</u>	
		日曜						日曜	<u>26,100</u>	<u>30,600</u>	<u>38,700</u>	<u>95,400</u>	
		祝日						祝日	<u>市民以外</u>	<u>市民以外</u>	<u>市民以外</u>	<u>市民以外</u>	
	全席	平日	<u>25,350</u>	<u>30,060</u>	<u>38,650</u>	<u>94,070</u>	全席	平日	<u>市民</u>	<u>市民</u>	<u>市民</u>	<u>市民</u>	
		土曜	<u>30,370</u>	<u>36,030</u>	<u>46,400</u>	<u>112,820</u>		土曜	<u>41,610</u>	<u>48,560</u>	<u>62,420</u>	<u>152,590</u>	
		日曜						日曜	<u>市民以外</u>	<u>市民以外</u>	<u>市民以外</u>	<u>市民以外</u>	
									<u>52,020</u>	<u>60,700</u>	<u>78,030</u>	<u>190,750</u>	
									<u>市民</u>	<u>市民</u>	<u>市民</u>	<u>市民</u>	

議案第71号 岩見沢市民会館条例新旧対照表

No.2

現 行						改 正 後					
	祝日						祝日	市民以外 62,430	市民以外 72,850	市民以外 93,640	市民以外 228,920
多目的室1		<u>1,670</u>	1,980	2,400	<u>6,070</u>	多目的室1		<u>1,680</u>	1,980	2,400	<u>6,080</u>
多目的室2		<u>1,770</u>	2,080	<u>2,710</u>	6,600	多目的室2		<u>1,780</u>	2,080	<u>2,720</u>	6,600
多目的室3		1,560	1,880	2,300	<u>5,750</u>	多目的室3		1,560	1,880	2,300	<u>5,760</u>
リハーサル 室1		1,560	1,880	2,500	5,960	リハーサル 室1		1,560	1,880	2,500	5,960
リハーサル 室2		1,560	1,880	2,500	5,960	リハーサル 室2		1,560	1,880	2,500	5,960
アーティスト ルーム1		<u>410</u>	<u>510</u>	620	1,560	アーティスト ルーム1		<u>420</u>	<u>520</u>	620	1,560
アーティスト ルーム2		<u>410</u>	<u>510</u>	620	1,560	アーティスト ルーム2		<u>420</u>	<u>520</u>	620	1,560
アーティスト ルーム3		<u>410</u>	<u>510</u>	620	1,560	アーティスト ルーム3		<u>420</u>	<u>520</u>	620	1,560
アーティスト ルーム4		620	<u>730</u>	<u>930</u>	2,300	アーティスト ルーム4		620	<u>740</u>	<u>940</u>	2,300
アーティスト ルーム5		620	<u>730</u>	<u>930</u>	2,300	アーティスト ルーム5		620	<u>740</u>	<u>940</u>	2,300
主催者事務 室		<u>730</u>	<u>830</u>	<u>1,150</u>	<u>2,710</u>	主催者事務 室		<u>740</u>	<u>840</u>	<u>1,160</u>	<u>2,720</u>

議案第71号 岩見沢市民会館条例新旧対照表

No.3

現 行			改 正 後		
レストラウンジ		1,560	1,880	2,400	5,860

備考

1及び2 略

3 入場料、会費若しくは名称のいかんを問わずこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利若しくは営業目的のために使用する場合の使用料は、別表及び前2項により算定して得た額に、次に掲げる区分に応じ（入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額を基準とする。）、該当する使用者の欄に定める割合を加えた額とする。ただし、入場料等が510円以下で、かつ営利若しくは営業を目的としない場合又は大ホールを市内にある社会教育関係団体が使用する場合には、この項の規定は適用しない。

備考 略

1及び2 略

3 入場料、会費若しくは名称のいかんを問わずこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利若しくは営業目的のために使用する場合の使用料は、別表（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）及び前2項により算定して得た額に、次に掲げる区分に応じ（入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額を基準とする。）、該当する割合を加えた額とする。ただし、入場料等が510円以下で、かつ営利若しくは営業を目的としない場合又は大ホールを市内にある社会教育関係団体が使用する場合には、この項の規定は適用しない。

区分	使用者	
	市民又は市内にある団体等	左記以外
入場料等を徴収せず、かつ営利又は営業目的の場合	10割	20割
入場料等が1,000円以下の場合	10割	20割
入場料等が1,000円を超える場合	20割	20割

区分	割合
入場料等を徴収せず、かつ営利又は営業目的の場合	20割
入場料等が1,000円以下の場合	20割
入場料等が1,000円を超える場合	20割

## 議案第71号 岩見沢市民会館条例新旧対照表

No.4

現	行	改	正	後
入場料等が3,000円を超える場合	30割 30割	入場料等が3,000円を超える場合		30割

議案第72号 岩見沢郷土科学館条例新旧対照表

No.1

現 行				改 正 後			
別表(第5条、第12条関係)				別表(第5条、第12条関係)			
岩見沢郷土科学館入館料・観覧料				岩見沢郷土科学館入館料・観覧料			
区分	小・中学生	高校生	一般	区分	小・中学生	高校生	一般
入館料 個人 (1人1回につき)	100円	210円	310円	入館料 個人 (1人1回につき)	140円	280円	400円
団体	個人料金の2割引きとする。			団体	個人料金の2割引きとする。		
プラネタリウム観覧料 個人 (1人1回につき)	100円	150円	210円	プラネタリウム観覧料 個人 (1人1回につき)	140円	200円	280円
団体	個人料金の2割引きとする。			団体	個人料金の2割引きとする。		
回数券 (6枚綴り) 入館料	520円	1,050円	1,590円	回数券 (6枚綴り) 入館料	680円	1,360円	2,060円
プラネタリウム観覧料	520円	790円	1,050円	プラネタリウム観覧料	680円	1,020円	1,360円
備考 略				備考 略			

議案第73号 岩見沢市立児童館条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後				
別表第2 (第8条、第20条関係)				別表第2 (第8条、第20条関係)				
種別	区別			種別	区別			
	午前 (午前10:00 0~12:00 0)	午後 (午後1:00 ~5:00)	夜間 (午後6:00 ~9:00)	全日 (午前10:00 0~午後9:00 0)	午前 (午前10:00 0~12:00 0)	午後 (午後1:00 ~5:00)	夜間 (午後6:00 ~9:00)	
遊戯室	650円	760円	760円	2,200円	980円	1,140円	1,140円	3,300円
集会室	210円	210円	310円	760円	320円	320円	470円	1,140円
図書室	210円	210円	310円	760円	320円	320円	470円	1,140円
相談室	210円	210円	310円	760円	320円	320円	470円	1,140円
備考 略					備考 略			

議案第74号 岩見沢市新産業支援センター条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後				
別表(第10条、第22条関係)				別表(第10条、第22条関係)				
種別	使用の単位	使用料	区分	種別	使用の単位	使用料	区分	
インキュベートルーム	1月	17,600円	専用施設	インキュベートルーム	1月	21,380円	専用施設	
レンタルオフィスA	1月	66,000円		レンタルオフィスA	1月	80,190円		
レンタルオフィスB	1月	28,050円	一般施設	レンタルオフィスB	1月	38,850円	一般施設	
	1日	2,240円			1時間	1,200円		
	1時間	180円			1時間	3,500円		
データベースルーム	1月	8,350円	専用施設	データベースルーム	1月	10,290円	専用施設	
産学連携共同研究開発室	1月	128,700円	一般施設	産学連携共同研究開発室	1月	156,370円	一般施設	
	1日	10,550円			1時間	5,200円		
	1時間	870円			1時間	800円		
多目的研修室	1日	15,830円	一般施設	多目的研修室	1月	27,220円	専用施設	
	1時間	1,310円			1時間	27,220円	専用施設	
	1	19,800円	専用施設		1時間	800円	一般施設	
ミーティングルーム	1	1日	1,570円	一般施設	2	1月	27,220円	専用施設
		1時間	130円		1時間	800円	一般施設	
		19,800円	専用施設		1時間	800円	一般施設	
	2	1日	1,570円	一般施設	3	1月	600円	一般施設
		1時間	130円		1時間	600円		
		1,310円	専用施設		1時間	600円		
	3	110円			1時間	600円		

議案第74号 岩見沢市新産業支援センター条例新旧対照表

No.2

現 行	改 正 後
<p>備考</p> <p>1 <u>1日とは、午前9時から午後9時までとする</u></p> <p>2 1時間未満は、1時間として計算する。なお、準備時間及び整理時間は、使用時間に含める。</p> <p>3 許可された使用時間を超えて一般施設を引き続き使用する場合(市長が運営に支障がないと認め、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可した場合に限る。)の使用料は、各区分の使用料とする。</p> <p>4 月の中途中で専用施設の使用を開始又は終了する場合の当該月の使用料は、この表に定める額を30で除し、これに当該月の使用日数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 専用施設の使用者がミーティングルームを使用する場合は、別表及び第1項から第3項までの規定により算出して得た額の2分の1を使用料とする。</p> <p>6 一般施設について、入場料若しくはこれらに類するものを徴する場合又は物品の販売若しくは有償によるサービスの提供を目的として使用する場合は、別表及び前各項(<u>第4項</u>を除く。)により算出して得た額の10割増を使用料とする。</p> <p>7 一般施設について、12月1日から翌年3月31日までの間は、別表及び前各項(<u>第4項</u>を除く。)により算出して得た額(以下「基本料金」という。)に冬期加算料(当該基本料金の3割の額)を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外においても暖房を使用する場合は、本項の</p>	<p>備考</p> <p>1 1時間未満は、1時間として計算する。なお、準備時間及び整理時間は、使用時間に含める。</p> <p>2 許可された使用時間を超えて一般施設を引き続き使用する場合(市長が運営に支障がないと認め、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可した場合に限る。)の使用料は、各区分の使用料とする。</p> <p>3 月の中途中で専用施設の使用を開始又は終了する場合の当該月の使用料は、この表に定める額を30で除し、これに当該月の使用日数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 専用施設の使用者がミーティングルームを使用する場合は、別表及び第1項及び第2項の規定により算出して得た額の2分の1を使用料とする。</p> <p>5 一般施設について、入場料若しくはこれらに類するものを徴する場合又は物品の販売若しくは有償によるサービスの提供を目的として使用する場合は、別表及び前各項(<u>第3項</u>を除く。)により算出して得た額の10割増を使用料とする。</p> <p>6 一般施設について、12月1日から翌年3月31日までの間は、別表及び前各項(<u>第3項</u>を除く。)により算出して得た額(以下「基本料金」という。)に冬期加算料(当該基本料金の3割の額)を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外においても暖房を使用する場合は、本項の</p>

## 議案第74号 岩見沢市新産業支援センター条例新旧対照表

No.3

現	行	改	正	後
<p>規定を適用する。</p> <p><u>8</u> 別表及び前各項により算出して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を使用料とする。</p> <p><u>9</u> 備付物件の使用料は、市長が別に定める。</p>		<p>規定を適用する。</p> <p><u>7</u> 別表及び前各項により算出して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を使用料とする。</p> <p><u>8</u> 備付物件の使用料は、市長が別に定める。</p>		

議案第75号 岩見沢市生涯学習センター条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表（第7条、第19条関係）				別表（第7条、第19条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
専用	9：00～ 12：30	13：30～ 17：00	18：00～ 21：30	9：00～ 21：30	9：00～ 12：30	13：30～ 17：00	18：00～ 21：30
使	実習室	円 <u>2, 480</u>	円 <u>2, 480</u>	円 <u>2, 480</u>	円 <u>7, 470</u>	円 <u>3, 340</u>	円 <u>3, 340</u>
の	親子学習室	円 <u>2, 520</u>	円 <u>2, 520</u>	円 <u>2, 520</u>	円 <u>7, 590</u>	円 <u>3, 640</u>	円 <u>3, 640</u>
場	料理講習室	円 <u>3, 110</u>	円 <u>3, 110</u>	円 <u>3, 110</u>	円 <u>9, 360</u>	円 <u>4, 520</u>	円 <u>4, 520</u>
合	研修室1	円 <u>960</u>	円 <u>960</u>	円 <u>960</u>	円 <u>2, 910</u>	円 <u>1, 380</u>	円 <u>1, 380</u>
研修室2	円 <u>780</u>	円 <u>780</u>	円 <u>780</u>	円 <u>2, 350</u>	円 <u>1, 120</u>	円 <u>1, 120</u>	円 <u>1, 120</u>
研修室3	円 <u>1, 580</u>	円 <u>1, 580</u>	円 <u>1, 580</u>	円 <u>4, 770</u>	円 <u>2, 260</u>	円 <u>2, 260</u>	円 <u>2, 260</u>
研修室4	円 <u>1, 340</u>	円 <u>1, 340</u>	円 <u>1, 340</u>	円 <u>4, 050</u>	円 <u>1, 920</u>	円 <u>1, 920</u>	円 <u>1, 920</u>
研修室5	円 <u>1, 020</u>	円 <u>1, 020</u>	円 <u>1, 020</u>	円 <u>3, 100</u>	円 <u>1, 540</u>	円 <u>1, 540</u>	円 <u>1, 540</u>
研修室6	円 <u>1, 930</u>	円 <u>1, 930</u>	円 <u>1, 930</u>	円 <u>5, 800</u>	円 <u>2, 740</u>	円 <u>2, 740</u>	円 <u>2, 740</u>
和室1	円 <u>430</u>	円 <u>430</u>	円 <u>430</u>	円 <u>1, 310</u>	円 <u>660</u>	円 <u>660</u>	円 <u>660</u>
和室2	円 <u>430</u>	円 <u>430</u>	円 <u>430</u>	円 <u>1, 310</u>	円 <u>660</u>	円 <u>660</u>	円 <u>660</u>
和室3	円 <u>1, 030</u>	円 <u>1, 030</u>	円 <u>1, 030</u>	円 <u>3, 130</u>	円 <u>1, 500</u>	円 <u>1, 500</u>	円 <u>1, 500</u>
軽運動場1	円 <u>2, 200</u>	円 <u>2, 200</u>	円 <u>2, 200</u>	円 <u>6, 600</u>	円 <u>2, 980</u>	円 <u>2, 980</u>	円 <u>2, 980</u>
軽運動場2	円 <u>1, 150</u>	円 <u>1, 150</u>	円 <u>1, 150</u>	円 <u>3, 450</u>	円 <u>1, 560</u>	円 <u>1, 560</u>	円 <u>1, 560</u>
武道場（半面）	円 <u>3, 300</u>	円 <u>3, 300</u>	円 <u>3, 300</u>	円 <u>9, 900</u>	市民 4,020	市民 4,020	市民 12,040

議案第75号 岩見沢市生涯学習センター条例新旧対照表

No.2

現 行						改 正 後							
						市民以外	5,020	市民以外	5,020	市民以外	5,020	市民以外	15,060
武道場（全面）	6, 600	6, 600	6, 600	19, 800		武道場（全面）	市民 8,020	市民 8,020	市民 8,020	市民 24,080			
						市民以外10,040		市民以外10,040		市民以外10,040		市民以外30,100	
控室	960	960	960	2, 910		控室	1, 420	1, 420	1, 420	4, 300			
音楽室	1, 950	1, 950	1, 950	5, 870		音楽室	2, 800	2, 800	2, 800	8, 440			
市民活動室1	490	490	490	1, 500		市民活動室1	720	720	720	2, 200			
市民活動室2	470	470	470	1, 430		市民活動室2	720	720	720	2, 200			
市民活動室3	500	500	500	1, 530		市民活動室3	720	720	720	2, 200			
市民活動室4	470	470	470	1, 430		市民活動室4	720	720	720	2, 200			
アリーナ（半面）	2, 200	2, 200	2, 200	6, 600		アリーナ（半面）	市民 2,680	市民 2,680	市民 2,680	市民 8,040			
						市民以外 3,360	市民以外 3,360	市民以外 3,360	市民以外 3,360	市民以外 10,060			
アリーナ（全面）	4, 400	4, 400	4, 400	13, 200		アリーナ（全面）	市民 5,340	市民 5,340	市民 5,340	市民 16,040			
						市民以外 6,680	市民以外 6,680	市民以外 6,680	市民以外 6,680	市民以外 20,040			
生涯学習室1	480	480	480	1, 470		生涯学習室1	720	720	720	2, 220			
生涯学習室2	410	410	410	1, 250		生涯学習室2	640	640	640	1, 960			
生涯学習室3	460	460	460	1, 400		生涯学習室3	680	680	680	2, 080			
生涯学習室4	600	600	600	1, 810		生涯学習室4	900	900	900	2, 720			
生涯学習室5	600	600	600	1, 810		生涯学習室5	860	860	860	2, 600			
個人使用の場合 (武道場及びアリーナに限る。)	小学生、中学生	2時間につき	50円			個人使用の場合 (武道場及びアリーナに限る。)	小学生、中学生	2時間につき	100円				
	高校生	2時間につき	100円				高校生	2時間につき	160円				
	大学生、一般	2時間につき	150円				大学生、一般	2時間につき	200円				

議案第75号 岩見沢市生涯学習センター条例新旧対照表

No.3

現 行	改 正 後
地下駐車場 1台につき30分までごとに100円	地下駐車場 1台につき30分までごとに100円
備考  1及び2 略  3 営利又は営業目的のために使用する場合の使用料は、別表（専用使用の場合に限る。）及び前2項の規定により算定して得た額に、30割の額を加えた額とする。  4～7 略	備考  1及び2 略  3 営利又は営業目的とする使用については、専用使用の場合に限るものとし、別表（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）及び前2項の規定により算定して得た額に、30割の額を加えた額とする。  4～7 略

## 議案第76号 岩見沢トレーニングセンター条例新旧対照表

No. 1

現 行							改 正 後									
別表（第6条、第18条関係） 研修室及びトレーニング室の使用料							別表（第6条、第18条関係） 研修室及びトレーニング室の使用料									
区分		時間別使用料						区分		時間別使用料						
		午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B			午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B	
研修室		9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00	研修室		9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00	
ト レ 一 ニ ン グ 室		1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,360 円	1,360 円	ト レ 一 ニ ン グ 室		1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,360 円	1,360 円	
個 人 使 用	小学 生・ 中 学 生	2時間当たり	当日券 <u>50円</u> 回数券（11枚つづり） <u>500円</u>			2時間当たり		個 人 使 用	小学 生・ 中 学 生	2時間当たり	当日券 <u>100円</u> 回数券（11枚つづり） <u>1,000円</u>			2時間当たり		
	高校 生	2時間当たり	当日券 <u>100円</u> 回数券（11枚つづり） <u>1,000円</u>			当日券 <u>200円</u> 回数券（11枚つづり） <u>2,000円</u>			高校 生	2時間当たり	当日券 <u>300円</u> 回数券（11枚つづり） <u>3,000円</u>			当日券 <u>300円</u> 回数券（11枚つづり） <u>3,000円</u>		
	大学 生・ 一般	2時間当たり	当日券 <u>150円</u> 回数券（11枚つづり） <u>1,500円</u>			回数券（11枚つづり） <u>3,000円</u>			大学 生・ 一般	2時間当たり	回数券（11枚つづり） <u>3,000円</u>			回数券（11枚つづり） <u>3,000円</u>		
備考 略							備考 略									

議案第77号 岩見沢市北村トレーニングセンター条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後					
※ 第1条関係（岩見沢市北村トレーニングセンター条例）				※ 第1条関係（岩見沢市北村トレーニングセンター条例）					
別表（第6条、第18条関係）				別表（第6条、第18条関係）					
使用料				使用料					
区分		5月1日～10月31日 (1時間当たり)	11月1日～4月30日 (1時間当たり)	区分		5月1日～10月31日 (1時間当たり)	11月1日～4月30日 (1時間当たり)		
使用者		全面使用	半面使用	使用者		全面使用	半面使用		
専用	一般	1,250 円	620 円	一般	1,670 円	830 円	市民 1,240円 市民以外 2,810円		
	児童生徒	620 円	300 円	児童生徒	830 円	410 円	市民 620円 市民以外 1,390円		
個人使用	小学生・中学生	2時間当たり 50円		小学生・中学生	2時間当たり 市民 90円 市民以外 110円				
	高校生	2時間当たり 100円		高校生	2時間当たり 市民 180円 市民以外 220円				
	大学生・一般	2時間当たり 150円		大学生・一般	2時間当たり 市民 270円 市民以外 330円				
備考				備考					
1 市民の場合は、各使用料の2分の1の額とする。（個人使用の場合を除く。）				1 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。					
2 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。									

議案第 77 号 岩見沢市北村トレーニングセンター条例新旧対照表

No. 2

現	行	改	正	後
<p>3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。</p> <p>4 営利目的で使用し入場料に類するものを徴収しない場合の使用料は上記使用料の 10 倍の額、入場料に類するものを徴収する場合の使用料は上記使用料の 20 倍の額とする。</p> <p>5 1 時間未満の時間は、1 時間とする。</p>		<p>2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。</p> <p>3 営利を目的として使用する場合の使用料は、上記使用料（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）に、入場料に類するものを徴収しない場合は 10 を乗じて得た額、入場料に類するものを徴収する場合は 20 を乗じて得た額とする。</p> <p>4 1 時間未満の時間は、1 時間とする。</p>		

## 議案第77号 岩見沢市北村トレーニングセンター条例新旧対照表

No. 3

## 議案第77号 岩見沢市北村トレーニングセンター条例新旧対照表

No. 4

議案第78号 岩見沢市温水プール条例新旧対照表

No. 1

現 行						改 正 後						
別表（第6条、第18条関係）						別表（第6条、第18条関係）						
区分	一般使用				専用使用		区分	一般使用				
	当日券		回数券（6枚つづり）					当日券		回数券（6枚つづり）		
	個人使用	団体使用 (1人 当たり)	普通	団員用 (1人当 たり)	1 コース	全館		個人使用	団体使用 (1人 当たり)	普通	団員用 (1人当 たり)	
一般	480 円	430 円	2,630 円	2,300 円	1 時間に つき	1 時間に つき	一般	800 円	720 円	4,380 円	3,830 円	
高校生	210 円	170 円	1,100 円	920 円	2,200 円	8,230 円	高校生	350 円	280 円	1,830 円	1,530 円	
小・中学 生	80 円	70 円	430 円	370 円			小・中学 生	130 円	120 円	720 円	620 円	
ロッカー						30 円					3,670 円	
備考 略						備考 略						

議案第79号 岩見沢市北村プール条例新旧対照表

No. 1

現 行			改 正 後		
別表（第6条、第18条関係）			別表（第6条、第18条関係）		
使用料			使用料		
区分	1回当たり使用料	シーズン券	区分	1回当たり使用料	シーズン券
児童生徒	100円	1,030円	児童生徒	150円	1,580円
一般	300円	3,130円	一般	460円	4,800円
備考			備考		
<u>1</u> 市民の場合は、各使用料の2分の1の額とする。 <u>2</u> 1回とは、入場から退場までとする。 <u>3</u> 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。 <u>4</u> 未就学児童の使用は、3歳以上で保護者同伴とし、使用料は児童生徒と同額とする。 <u>5</u> 営利目的での使用は、禁止する。 <u>6</u> シーズン券については、その年の開設期間に限り、使用できるものとする。			<u>1</u> 1回とは、入場から退場までとする。 <u>2</u> 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。 <u>3</u> 未就学児童の使用は、3歳以上で保護者同伴とし、使用料は児童生徒と同額とする。 <u>4</u> 営利目的での使用は、禁止する。 <u>5</u> シーズン券については、その年の開設期間に限り、使用できるものとする。		

議案第80号 岩見沢市文化センター条例新旧対照表

No. 1

現 行						改 正 後					
※ 第1条関係（岩見沢市文化センター条例）						※ 第1条関係（岩見沢市文化センター条例）					
別表（第7条、第19条関係）						別表（第7条、第19条関係）					
使用料						使用料					
種別	区分					種別	区分				
	時間 曜日	午前 9:00 ～12:00	午後 13:00 ～16:30	夜間 17:30 ～22:00	全日 9:00 ～22:00		時間 曜日	午前 9:00 ～12:00	午後 13:00 ～16:30	夜間 17:30 ～22:00	全日 9:00 ～22:00
ホール	平日	4,910円	7,430円	12,350円	24,710円	ホール	市民	市民	市民	市民	市民
	土曜	6,380円	9,630円	16,020円	32,050円		10,000円	15,000円	24,700円	49,700円	市民以外
	日曜 祝日						市民以外	市民以外	市民以外	市民以外	市民以外
展示室		1,860円	1,860円	1,860円	5,500円	展示室	25,000円	29,180円	37,500円	91,680円	市民
		3,830円	5,160円	6,910円	13,200円		12,700円	19,400円	32,000円	64,100円	市民以外
		1,410円	1,750円	2,300円	4,400円		市民以外	市民以外	市民以外	市民以外	市民以外
		2,730円	3,300円	4,400円	8,800円		30,000円	35,030円	45,020円	110,050円	市民以外
音楽室		3,700円	3,700円	3,720円	11,120円	音楽室	4,360円	5,160円	6,920円	16,440円	市民
		2,120円	2,460円	3,160円	7,740円		4,000円	4,600円	6,000円	14,600円	市民以外
リハーサル 室		2,460円	3,160円	4,120円	11,120円	リハーサル 室	4,000円	4,600円	6,000円	14,600円	市民
		4,120円	5,800円	7,500円	21,240円		5,800円	7,500円	10,200円	30,540円	市民以外
練習室A		4,600円	6,000円	7,500円	21,240円		7,500円	10,200円	12,900円	33,600円	市民

議案第80号 岩見沢市文化センター条例新旧対照表

No.2

現 行						改 正 後					
(和室)						(和室)					
練習室B		1,410円	1,750円	2,300円	4,400円	練習室B		2,100円	2,440円	3,140円	7,680円
会議室兼 創作室		1,310円	1,530円	1,970円	3,830円	会議室兼 創作室		1,640円	1,900円	2,440円	5,980円

備考

1 略

2 入場料、会費若しくは名称のいかんを問わずこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利若しくは営業目的のために使用する場合の使用料は、別表及び前項により算定して得た額に、次に掲げる区分に応じ（入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額を基準とする。）、該当する使用者の欄に定める割合を加えた額とする。ただし、入場料等が500円以下で、かつ、営利若しくは営業を目的としない場合又はホールを市内にある社会教育関係団体が使用する場合には、この項の規定は適用しない。

区分	使用者及び会場	
	市民又は市内にある団体等	左記以外
営利又は 営業目的	入場料等を徴収しない又は入場料等が1,000円以下の場合	ホール 10割
		展示室 30割
		その他 15割
		ホール 10割
		展示室 35割
		その他 20割

区分	割合
営利又は 営業目的	入場料等を徴収しない又は入場料等が1,000円以下の場合
	ホール 10割
	展示室 35割
	その他 20割

備考

1 略

2 入場料、会費若しくは名称のいかんを問わずこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利若しくは営業目的のために使用する場合の使用料は、別表（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）及び前項により算定して得た額に、次に掲げる区分に応じ（入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額を基準とする。）、該当する割合を加えた額とする。ただし、入場料等が500円以下で、かつ、営利若しくは営業を目的としない場合又はホールを市内にある社会教育関係団体が使用する場合は、この項の規定は適用しない。

議案第80号 岩見沢市文化センター条例新旧対照表

No.3

現 行			改 正 後		
現行	入場料等が1,000円を超える場合 3,000円以下の場合	ホール 20割	ホール 20割	入場料等が1,000円を超える場合 3,000円以下の場合	ホール 20割
		展示室 30割	展示室 35割		展示室 35割
		その他 20割	その他 20割		その他 20割
	入場料等が3,000円を超える場合	全室 30割	ホール 30割	入場料等が3,000円を超える場合	ホール 30割
			展示室 35割		展示室 35割
			その他 30割		その他 30割
	営利又は 営業目的 以外	入場料等が500円を超える場合 1,000円以下の場合	全室 10割	営利又は 営業目的 以外	入場料等が500円を超える場合 1,000円以下の場合
		入場料等が1,000円を超える場合 3,000円以下の場合	全室 20割		全室 20割
		入場料等が3,000円を超える場合	全室 30割		全室 30割
3及び4 略			3及び4 略		

議案第80号 岩見沢市文化センター条例新旧対照表

No.4

現 行					改 正 後						
※ 第2条関係（岩見沢市文化センター条例）					※ 第2条関係（岩見沢市文化センター条例）						
別表（第7条、第19条関係）					別表（第7条、第19条関係）						
使用料					使用料						
種別	区分				種別	区分					
	時間 曜日	午前 ～12:00	午後 ～16:30	夜間 ～22:00		時間 曜日	午前 ～12:00	午後 ～16:30	夜間 ～22:00		
ホール	平日	市民 <u>10,000円</u>	市民 <u>15,000円</u>	市民 <u>24,700円</u>	市民 <u>49,700円</u>	ホール	平日 市民 <u>15,000円</u>	市民 <u>22,300円</u>	市民 <u>30,000円</u>	市民 <u>67,300円</u>	
		市民以外 25,000円	市民以外 29,180円	市民以外 37,500円	市民以外 91,680円		市民以外 25,000円	市民以外 29,180円	市民以外 37,500円	市民以外 91,680円	
	土曜 日曜 祝日	市民 <u>12,700円</u>	市民 <u>19,400円</u>	市民 <u>32,000円</u>	市民 <u>64,100円</u>		市民 <u>19,000円</u>	市民 <u>28,020円</u>	市民 <u>36,010円</u>	市民 <u>83,030円</u>	
展示室		3,700円	3,700円	3,720円	11,120円	展示室		4,200円	4,900円	5,580円	14,680円
略					略						
備考 略					備考 略						

議案第80号 岩見沢市文化センター条例新旧対照表

No.5

現 行					改 正 後					
※ 第3条関係（岩見沢市文化センター条例）					※ 第3条関係（岩見沢市文化センター条例）					
別表（第7条、第19条関係）					別表（第7条、第19条関係）					
使用料					使用料					
種別	区分				種別	区分				
	時間 曜日	午前 ～12:00	午後 ～16:30	夜間 ～22:00		時間 曜日	午前 ～12:00	午後 ～16:30	夜間 ～22:00	
ホール	平日	市民 <u>15,000円</u>	市民 <u>22,300円</u>	市民 30,000円	市民 <u>67,300円</u>	ホール	市民 <u>20,000円</u>	市民 <u>23,340円</u>	市民 30,000円	市民 <u>73,340円</u>
		市民以外 25,000円	市民以外 29,180円	市民以外 37,500円	市民以外 91,680円		市民以外 25,000円	市民以外 29,180円	市民以外 37,500円	市民以外 91,680円
	土曜	市民 <u>19,000円</u>	市民 28,020円	市民 36,010円	市民 <u>83,030円</u>		市民 <u>24,000円</u>	市民 28,020円	市民 36,010円	市民 <u>88,030円</u>
	日曜	市民 市民以外 30,000円	市民 市民以外 35,030円	市民 市民以外 45,020円	市民 市民以外 110,050円		市民 市民以外 30,000円	市民 市民以外 35,030円	市民 市民以外 45,020円	市民 市民以外 110,050円
	祝日									
展示室		4,200円	4,900円	5,580円	14,680円	展示室	4,200円	4,900円	6,400円	15,500円
略					略					
備考 略					備考 略					

## 議案第81号 岩見沢市絵画ホール条例新旧対照表

No. 1

現 行		改 正 後	
別表（第5条、第12条関係）		別表（第5条、第12条関係）	
区分	入館料	区分	入館料
一般	<u>210円</u>	一般	<u>300円</u>
高校生・大学生	<u>150円</u>	高校生・大学生	<u>210円</u>
※ 略		※ 略	

議案第82号 岩見沢市農山村地域公園条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
別表第5 (第12条、第15条、第24条関係)				別表第5 (第12条、第15条、第24条関係)			
施設名		使用料		施設名		使用料	
北村中央公園ふれあい広場		1隻30分以内	150円	北村中央公園ふれあい広場		1隻30分以内	150円
貸しボート		超過30分当たり	100円	貸しボート		超過30分当たり	100円
北村中央公園森	プレー代	小学生	1日券 市民以外 200円	北村中央公園森	プレー代	小学生	1日券 市民以外 400円
森ヘルシー広場		中学生	市民 100円	森ヘルシー広場		中学生	市民 200円
パークゴルフ場		高校生	回数券 市民以外 2,000円	パークゴルフ場		高校生	回数券 市民以外 4,000円
土里夢公園パー			(1枚つづり) 市民 1,000円	土里夢公園パー			(1枚つづり) 市民 2,000円
クゴルフ場			回数券 市民以外 4,000円	クゴルフ場			回数券 市民以外 8,000円
			(2枚つづり) 市民 2,000円				(2枚つづり) 市民 4,000円
		一般	1日券 市民以外 410円		一般	1日券 市民以外 800円	
			市民 200円			市民 400円	
			回数券 市民以外 4,100円		回数券 市民以外 8,000円		
			(1枚つづり) 市民 2,000円		(1枚つづり) 市民 4,000円		
			回数券 市民以外 8,200円		回数券 市民以外 16,000円		
			(2枚つづり) 市民 4,000円		(2枚つづり) 市民 8,000円		
クラブ・ボ	ール代	1人1日	100円	クラブ・ボ	ール代	1人1日	100円
備考 略				備考 略			

議案第83号 岩見沢市都市公園条例新旧対照表

No. 1

議案第83号 岩見沢市都市公園条例新旧対照表

No.2

現 行						改 正 後					
場	高校生				期間券 <u>2,730円</u>	場					期間券 <u>13,200円</u>
						高校生	1面 <u>2,720円</u>	1面 <u>1,360円</u>	1面 <u>340円</u>	期間券 <u>6,600円</u>	

備考

1及び2 略

3 庭球場を午後6時から午後9時までの間に使用する場合は、一人当たり  
(中学生以下を除く。) 150円 (夜間券) を加算する。

4 施設内での立売りについては、1日2,730円、半日1,630円を  
徴収する。

5 略

別表第5の2 (第13条、第16条、第28条関係)

施設名	区分	1日	半日	個人使用
東山公園	一般	<u>3,300円</u>	<u>1,630円</u>	当日券 <u>100円</u>
弓道場	大学生			期間券 <u>2,730円</u>
	<u>高校生</u>			

備考

1及び2 略

3 庭球場を午後6時から午後9時までの間に使用する場合は、一人当たり  
(中学生以下を除く。) 300円 (夜間券) を加算する。

4 施設内での立売りについては、1日3,540円、半日2,120円を  
徴収する。

5 略

別表第5の2 (第13条、第16条、第28条関係)

施設名	区分	1日	半日	個人使用
東山公園	一般	<u>6,600円</u>	<u>3,260円</u>	当日券 <u>200円</u>
弓道場	大学生			期間券 <u>5,460円</u>
	<u>高校生</u>	<u>3,300円</u>	<u>1,630円</u>	当日券 <u>100円</u>
				期間券 <u>2,730円</u>

議案第83号 岩見沢市都市公園条例新旧対照表

No.3

現 行					改 正 後																																																																
備考 略 別表第5の3（第13条、第16条、第28条関係）					備考 略 別表第5の3（第13条、第16条、第28条関係）																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>区分</th><th>1日</th><th>半日</th><th>1時間当たり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡山スポーツフィールド多目的広場</td><td>1面</td><td>8,800円</td><td>4,400円</td><td>1,100円</td></tr> <tr> <td></td><td>半面</td><td>4,400円</td><td>2,200円</td><td>550円</td></tr> </tbody> </table>					施設名	区分	1日	半日	1時間当たり	岡山スポーツフィールド多目的広場	1面	8,800円	4,400円	1,100円		半面	4,400円	2,200円	550円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>区分</th><th>1日</th><th>半日</th><th>1時間当たり</th><th>個人使用（2時間当たり）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡山スポーツフィールド多目的広場</td><td>1面</td><td>17,600円</td><td>8,800円</td><td>2,200円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>半面</td><td>8,800円</td><td>4,400円</td><td>1,100円</td><td></td></tr> </tbody> </table>					施設名	区分	1日	半日	1時間当たり	個人使用（2時間当たり）	岡山スポーツフィールド多目的広場	1面	17,600円	8,800円	2,200円			半面	8,800円	4,400円	1,100円																												
施設名	区分	1日	半日	1時間当たり																																																																	
岡山スポーツフィールド多目的広場	1面	8,800円	4,400円	1,100円																																																																	
	半面	4,400円	2,200円	550円																																																																	
施設名	区分	1日	半日	1時間当たり	個人使用（2時間当たり）																																																																
岡山スポーツフィールド多目的広場	1面	17,600円	8,800円	2,200円																																																																	
	半面	8,800円	4,400円	1,100円																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>区分</th><th>1日</th><th>半日</th><th>1時間当たり</th><th>期間券</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡山スポーツフィールドテニスコート</td><td>一般</td><td>1面</td><td>1面</td><td>1面</td><td>9,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>大学生</td><td>4,080円</td><td>2,040円</td><td>510円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>高校生</td><td>1面</td><td>1面</td><td>1面</td><td>4,960円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>2,040円</td><td>1,020円</td><td>260円</td><td></td></tr> </tbody> </table>					施設名	区分	1日	半日	1時間当たり	期間券	岡山スポーツフィールドテニスコート	一般	1面	1面	1面	9,900円		大学生	4,080円	2,040円	510円			高校生	1面	1面	1面	4,960円			2,040円	1,020円	260円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>区分</th><th>1日</th><th>半日</th><th>1時間当たり</th><th>期間券</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡山スポーツフィールドテニスコート</td><td>一般</td><td>1面</td><td>1面</td><td>1面</td><td>9,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>大学生</td><td>4,080円</td><td>2,040円</td><td>510円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>高校生</td><td>1面</td><td>1面</td><td>1面</td><td>4,960円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>2,040円</td><td>1,020円</td><td>260円</td><td></td></tr> </tbody> </table>					施設名	区分	1日	半日	1時間当たり	期間券	岡山スポーツフィールドテニスコート	一般	1面	1面	1面	9,900円		大学生	4,080円	2,040円	510円			高校生	1面	1面	1面	4,960円			2,040円	1,020円	260円	
施設名	区分	1日	半日	1時間当たり	期間券																																																																
岡山スポーツフィールドテニスコート	一般	1面	1面	1面	9,900円																																																																
	大学生	4,080円	2,040円	510円																																																																	
	高校生	1面	1面	1面	4,960円																																																																
		2,040円	1,020円	260円																																																																	
施設名	区分	1日	半日	1時間当たり	期間券																																																																
岡山スポーツフィールドテニスコート	一般	1面	1面	1面	9,900円																																																																
	大学生	4,080円	2,040円	510円																																																																	
	高校生	1面	1面	1面	4,960円																																																																
		2,040円	1,020円	260円																																																																	
備考					備考																																																																
1 略 2 施設内での立売りについては、1日 <u>2,730円</u> 、半日 <u>1,630円</u> を徴収する。 3 略					1 略 2 施設内での立売りについては、1日 <u>3,540円</u> 、半日 <u>2,120円</u> を徴収する。 3 略 4 期間券は、発行年度において開設期間を通じて当該施設を利用できる券をいう。																																																																
別表第6（第13条、第16条、第28条関係）					別表第6（第13条、第16条、第28条関係）																																																																
施設名	区分	使用料			施設名	区分	使用料																																																														

議案第83号 岩見沢市都市公園条例新旧対照表

No.4

現 行			改 正 後		
いわみざわ公園	駐車場	大型自動車（バス） 1回1台につき 510円	いわみざわ公園	駐車場	大型自動車（バス） 1回1台につき 510円
		大型以外の自動車（二輪車を除く。） 1回1台につき 300円		大型以外の自動車（二輪車を除く。） 1回1台につき 300円	
	キャンプ場	一般サイト 岩見沢市民 1泊1区画につき 510円	キャンプ場	一般サイト 1泊1区画につき 1,600円	
		市民以外 1泊1区画につき 1,030円		オートサイト 1泊1区画につき 6,500円	
		オートサイト 岩見沢市民 1泊1区画につき 2,080円		シャワー 1回につき 100円	
		イト 市民以外 1泊1区画につき 4,180円			
		シャワー 1回につき 100円			
	室内公園	一般 1回につき 大学生 夏期（5月から10月まで） 300円 高校生 冬期（11月から4月まで） 510円	室内公園	一般 1回につき 大学生 夏期（5月から10月まで） 300円 高校生 冬期（11月から4月まで） 510円	
		中学生 1回につき 小学生 夏期（5月から10月まで） 150円 冬期（11月から4月まで） 250円		中学生 1回につき 小学生 夏期（5月から10月まで） 150円 冬期（11月から4月まで） 250円	
		パークゴルフ場 岩見沢市民 一般（高校生以上） 1人1日につき 510円		パークゴルフ場 岩見沢市民 一般（高校生以上） 1人1日につき 510円	
		小・中学生		小・中学生	

議案第83号 岩見沢市都市公園条例新旧対照表

No.5

現 行			改 正 後		
		1人1日につき 300円			1人1日につき 300円
		回数券 (一般 12枚綴り) 5,100円			回数券 (一般 12枚綴り) 5,100円
		回数券 (小・中学生 12枚綴り) 3,000円			回数券 (小・中学生 12枚綴り) 3,000円
	市民以外	一般 (高校生以上) 1人1日につき 1,030円		市民以外	一般 (高校生以上) 1人1日につき 1,030円
		小・中学生 1人1日につき 620円			小・中学生 1人1日につき 620円
		回数券 (一般 12枚綴り) 10,300円			回数券 (一般 12枚綴り) 10,300円
		回数券 (小・中学生 12枚綴り) 6,200円			回数券 (小・中学生 12枚綴り) 6,200円
	貸出用器具	クラブ1本1日につき 150円		貸出用器具	クラブ1本1日につき 150円
		ボール1個1日につき 50円			ボール1個1日につき 50円

別表第8 (第13条、第16条、第28条関係)

施設名	区分		1日	半日	早朝・夜間 1時間当たり
東山公園	フィールド及	入場料の類を徴収する場合	総収入の 1.08割	総収入の 0.54割	総収入の 0.14割

別表第8 (第13条、第16条、第28条関係)

施設名	区分		1日	半日	早朝・夜間 1時間当たり
東山公園	フィールド及	入場料の類を徴収する場合	総収入の 1.08割	総収入の 0.54割	総収入の 0.14割

議案第83号 岩見沢市都市公園条例新旧対照表

No. 6

現 行						改 正 後					
陸上競技場	びトラック	入場料の類を徴収しない場合		8,800円	4,400円	1,100円	入場料の類を徴収しない場合		17,600円	8,800円	2,200円
		個人	高校生	当日券 100円		期間券 2,730円		個人	高校生	当日券 200円	
		使用	大学生・一般	当日券 150円		期間券 3,830円		使用	大学生・一般	当日券 300円	
		放送施設		2,200円	1,100円	280円	放送施設		4,400円	2,200円	550円
写真判定装置		2,200円		1,100円	280円	会議室（補助員控室）		6,600円	3,260円	840円	
会議室（補助員控室）		3,300円		1,630円	420円						

備考

1 ~ 3 略

4 施設内での立売りについては、1日2,730円、半日1,630円を徴収する。

5 ~ 7 略

備考

1 ~ 3 略

4 施設内での立売りについては、1日3,540円、半日2,120円を徴収する。

5 ~ 7 略